

平成 27 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者前期入試 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 5 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の文章を読んで、以下の〔問 1〕〔問 2〕に答えなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問題である。
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

A に雇用されている B は、A の事業資金の借入に関する代理権を与えられている。B は、「A 代理人 B」と名乗って、A のための事業資金の借入であると告げて、C との間で 1 億円を無利息で 1 年間借りる契約（本件契約）を締結し、同日、C から 1 億円を受領した。本件契約締結に際して、B は、C に対して、A が新たに事業を展開するために資金が必要であり、そのための借入である旨の説明をしたが、実際には、そのような事情はなく、これは虚偽の説明であった。また、B は、実際には、A の事業資金に充てるためではなく、自己のために用いる意図で本件契約を締結し、実際に C から受領した 1 億円は、自己のために用いた結果、本件契約の締結から 1 年が経過した現在では、B は無資力である。

〔問 1〕 C は、A に対して、1 億円の支払いを求めたいと考えている。これを可能とする法律構成を 2 つあげて、それぞれについて、根拠条文を示しつつ簡潔に説明しなさい。

〔問 2〕 B が、C から受領した 1 億円を、自己の債権者 D に対して負っている債務の弁済に充てたことを知った C は、D に対して、1 億円の支払いを求めたいと考えている。これを可能とする法律構成について、論じなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕 および〔問 2〕 に解答しなさい。解答は、【問題 1】を
解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 将来の給付の訴え

(2) 法令上の訴訟代理人

〔問 2〕

X（貸主）がY（借主）を被告として、貸金債権 300 万円のうちの 200 万円の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という。）を提起した（本訴の訴状において、200 万円が貸金債権 300 万円の一部分であることが明示されていたものとする）。

本訴が係属中に、XがYを被告として、当該貸金債権 300 万円のうち、本訴で訴求していない残部 100 万円の支払いを求める訴え（以下、「別訴」という。）を別の管轄裁判所に提起した。別訴の第一回口頭弁論期日において、Yは、「本訴との関係で、別訴は不適法である」と主張した。Yの主張の論拠を説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の〔問1〕～〔問3〕に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

〔問1〕

下記の1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。
なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。

1. 株式会社の設立において、発起人であると発起人以外の株式引受人であることを問わず、それらの者が株主となるのは、その払込みをした時である。
2. 判例によれば、株券発行会社が、株式に係る株券を作成しても、これを株主に交付しない間は、株券たる効力を生じない。
3. 会社法199条3項の説明は、株主総会の議場において、株主から質問がなかったときにはすることを要しない。
4. 判例によれば、株主総会決議取消しの訴えを提起した後、会社法831条1項所定の期間経過後に新たな取消事由を追加主張することは許されない。
5. 会社法上の大会社であっても、取締役会設置会社でない株式会社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を決定することを要しない。
6. 監査役設置会社である会計参与設置会社において、監査役は、会計参与の職務執行を監査する。
7. 判例によれば、取締役の会社に対する取引債務についての責任を株主代表訴訟で追及することができる。
8. 会社法が458条の定めをおいた目的は、株主を保護することにより、会社債権者の保護を考慮したものではない。
9. 持分会社はいずれも一人会社として設立することができる。

《次頁に続く》

10. 株式会社間でなされた事業譲渡の無効は、訴えによってのみ主張することができる。

[問2]

会社法 299 条が、株主総会を招集するには、株主へ招集通知を発することを要している趣旨を、簡潔に述べよ。

[問3]

P 株式会社は、取締役会設置会社ではなく、定款に取締役の員数についての定めはない。Y は、P 社の取締役（代表権はない）に適法に就任しており、P 社の取締役として登記されていた。P 社の代表取締役は Q のみである。

Y は平成 26 年 6 月末日付で取締役を辞任した。Y は辞任後に P 社の対外的または内部的な行為をなしたことはない。Y は辞任に際し、Q に対して、速やかに Y の取締役辞任登記をするよう求めていたにもかかわらず、Q は Y の辞任登記をしないで放置し、Y が P 社取締役である旨の登記が残存していた。

平成 26 年 10 月頃、Q が P 社を代表してなした不正競争防止法違反の取引によって P 社に多額の損害が生じ、平成 27 年 1 月末頃 P 社は事実上倒産した。

X は平成 26 年 12 月頃、商品を P 社に販売していたところ、P 社の事実上の倒産により、代金の支払いを受けることができなかった。

Y は X に対して、会社法 429 条 1 項の責任を負うか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

〔問 1〕

被用者である代理人が、顕名をして、使用者である本人のためにすることを示して、客観的には代理権の範囲内に含まれる行為を、自己のためにする意図をもって行った場合について、相手方と本人（使用者）との法律関係を問うものである。

〔問 2〕

騙取金銭によって弁済を受けた者と被騙取者との法律関係について問うものである。

問題 2

〔問 1〕

- (1) 訴えの類型についての理解を問う問題である。
- (2) 民事訴訟における訴訟代理人についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

一部請求および二重起訴の禁止の規律（民訴 142 条）に関する問題についての理解を問う問題である。

問題 3

問 1・問 2 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。問 3 は、辞任後登記未了の取締役の第三者に対する責任に関する問題であり、最判昭和 62 年 4 月 16 日判時 1248 号 127 頁、最判昭和 63 年 1 月 26 日金法 1196 号 26 頁の判示内容を踏まえた検討が期待される。